

議長(門脇 助雄君) ただいまの出席議員は15名であります。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、水谷喜和君。

4番(水谷 喜和君) 今回の選挙で初当選させていただきました水谷喜和でございます。議員として向こう4年間、全力で投球していきますので、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

きょうでちょうど13日目でございますので、皆様のお話を聞かさせていただいているのですが、なかなか難しいということで、途中いろいろと不都合な発言あるかと思いますが、その辺はご理解いただきまして、お話を聞いていただきたいと思っております。

質問は3件ございます。1つ目は、農振地域内の宅地開発について、2つ目は市民農園の設置とその課題について、3つ目は希少植物についてであります。

まず初めに農振地域の開発でございますが、私、縁がありまして昭和52年から30年間ほど、東員町で農業関係の仕事をさせていただきました。当時の水田面積が700ヘクタール余りだと記憶しております。つい先ごろ、水田面積がどうなっているのかなということで調べましたところ、随分減っております。574.5ヘクタールで、30年間で145ヘクタール減っております。率にしまして20%余りの水田がなくなっております。

この中には、当然、学校やら道路等インフラ整備に使われたものが多々ありまして、そ

それはそれで結構かと思いますが、ここ最近、三和地区の農振地域内の大型生活店舗、そして今度は鳥取保毛地区、三岐北勢線の北側に、30ヘクタールに及ぶ広大な農地が宅地化されようと計画が進められているようでございます。この保毛の土地でございますが、町内でも農地としては一等地と昔から言われておりまして、なぜ今、この土地を宅地開発されないとならないのか。先日の同僚議員の話もありましたけども、管内には鳥取、大木、北大社、そして三和地区の長深におきましては、農地か原野かわかりませんが、相当広い遊休地があるように思います。そんなこともありまして、今なぜここで開発せんらんかということを疑問に思いまして、目的、具体的な計画、開発することによる費用対効果について、町長の答弁をお願いいたします。

議長(門脇 助雄君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 水谷議員の農振地区の宅地開発についてのご質問にお答えをいたします。

本町が持続的な発展を続けていくには、人口増施策は重要な課題と考えているところであり、新しい住民の受け皿となる、魅力ある市街地土地の確保が必要と考えております。

新しい町の顔となるべく、東員駅周辺地区での土地区画整理事業調査を平成17年度から実施し、新たな市街地の形成を図れるよう事業推進を行っているところであります。

これまでに、土地利用状況調査や測量調査を進める中で、地権者の皆さんへの意向調査、検討会等を行ってまいりました。今後は、事業計画素案を策定し、意見交換会等を重ねて、区画整理事業を進めるについて、ご理解を賜ってまいりたいと考えております。

また、本区画整理事業を行うことにより、新たな住民を迎え入れて、町の活性化、持続的な発展ができるものと考えておりました、将来的には十分な効果が発揮されるものと確信しておりますので、ご理解をいただきたく思います。

まだまだ途中でございますので、先ほどの費用対効果とか、そういうところまではいっておりません。区画整理事業でございますので、当然、宅地が変わっていく。その前段で、そこを市街化区域に編入をしていく。そして区画整理事業をやるということでございますので、宅地をつくっていくということでございます。

東員町の場合は、東員町の全域が桑名都市計画区域に入っておるわけでございます。都市計画区域に入るといのは、都市に近いということから、東員町全部が入っておるんですけど、その中で市街化区域と調整区域が分けられておる。確かにあの場所は、私も、昔の賃貸料からいった場合には、田んぼとしては一等地ということも聞いてはおります。

せんだってのほかの議員の一般質問でも出ておりましたように、東員町が単独を選んで次の段階まで頑張っていかならん、単独で東員町をやっていこうと思うと、新しいまちをつくらないと持続的な発展はできない。だんだんと厳しくなる一方です。それと北勢線を存続させると、そういうことを考えていきますと、新しいまちづくりをして、新しい住民を東員町へ迎える。そうしないと、東員町の場合は大変なことになる。

少子高齢化というのは、東員町も目に見えておる。前回の国勢調査、5年に1回の調査でございますけど、人口は400名減っております。その後の動きも、城山が一番減少が厳しい地域になっております。団地が笹尾西から順番に東に、城山と移ってきております。減るのは城山が一番厳しい状況でございます。増加しておるのは市街化区域の神田と稲部の一部、ここは人口がふえております。ふえておりますけども、まだ減る数の方が多い状況でございます。

そんなことで、東員町のいろいろな状況を見た場合、あの部分を市街化区域に編入して、新しいまちづくりをさせてもらいたい、そんな思いでおりますので、農家の皆さんとは、これからも一生懸命議論をさせていただいて、ご理解をいただけるように頑張っていきたいと思っております。

ご承知のように、東員町は都市計画区域に入ったということで、都市計画道路というのが線引きをされております。かつて都市計画道路というもので、東員町は街路事業を手がけたことはございません。30数年、40年近く前に、都市計画道路の線引きはしましたけども、一遍も街路事業ということはやったことがないのです。あの地区の中にも都市計画道路が入っておりますので、区画整理であれば、当然その道路もつくっていかならん

状況になるわけなんですけど、そんな中でございますので、どうぞご理解をいただいて、ご支援をいただくようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長(門脇 助雄君) 水谷喜和君。

4番(水谷 喜和君) 今、町長の言われる持続的発展、これについては私も異議ございません。ただ、鳥取地区だけと、その地区を拡大するだけじゃなく、私、一昨日の話も聞いていたんですが、地権者の意見ということで、回答者の半々やという話を聞いておったんですが、地権者は、当然お話も聞かないといかんですけれども、それを取り囲む集落の学識経験者、リーダーの方の意見も集約されながら、私がよく耳にするのは、土地を持ちながら新家もないと、出ていった息子も帰ってこれんやないかというような意見も多々ございますので、そういった地元出身者、それから新家対策、そういったものもあわせて考えていただき、進めていただきたいということで思っております。

もう1つ質問させていただきますと、今まだ具体的な計画ができていないということでございますが、計画時の30ヘクタールの中の予定人口がわかりましたら教えてください。それと町全体の、今後、適正な人口ですね、どんどんふやすのか、大体どれぐらいで抑えたいという町長の思いで結構でございますので、適正人口等を教えていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

議長(門脇 助雄君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

東員町は、どこの市町村も同じなんですけど、10年間の総合計画をつくるというのが決まっておるわけでございます。東員町の総合計画の中に、将来人口というよりも10年後ということなんですけど、3万人というのがうたってあるわけでございます。平成23年で切れると思いますが、その前の時には4万人構想だったんです。東員町の場合、とても4万人にはならないということで、現在の総合計画は3万人になっているわけなんです。今現在の人口はどれだけですかということだと、2万6,000人強ということですね。私どもの目標としては3万人に近づけたいということでございます。本来は笹尾城山の団地の全戸入居であれば、大体それぐらいになるんですけど、ああいう団地につきましては、どうしても家の建てていただけない宅地というのが出てくるわけですね。100パーセントということ

はあり得ないと思いますので、一応そのときには全戸入っていただけるだろうということで総合計画をつくったんですけど、そういうような状況でなってきた。

だから私どもとしては、人口は3万人を目標ということでございます。鳥取地区の今回の開発の部分の人口とか構想というんですか、今の我々が描いている構想につきましては、担当の方から説明をさせていただきます。

議長(門脇 助雄君) 近藤洋総務部長。

総務部長(近藤 洋君) 30ヘクタールを改修するについての、地域としての人口でございしますが、まだこれから計画を進めていく段階でございますし、そういった点で、きちっとしたものではございませんけれども、約300戸から350戸ぐらいにはなるかということで、今現在としては、そういう形で思っております。

以上でございます。

議長(門脇 助雄君) 水谷喜和君。

4番(水谷 喜和君) 人口2万6,000人から今後3万人と、大体それぐらいなのかなと私も予想はしておりますが、私、今まで農業関係で、皆さんとおつき合いをしながらやってきた中で、国が絡みますと、大変な米余りということで、これはもう間違いない事実でございしますが、町に移して考えた場合どうかということで、電卓でたたいてみたんです。

現在、水稻が転作等もせんならんということで、375ヘクタールの水稻をつくっておられまして、平均7俵ぐらいだろうなと計算しますと、大体2万6,250俵になります。平成18年度の人口を見ますと2万5,000俵ぐらいで、1人当たり58キロぐらい食べるんだということで計算しますと、2万4,000俵余りだということで、どうにか米だけは東員町はいいのかなと。地産地消でやってきた場合に、いいのかなということで思っておりますが、今、将来の人口、3万人ぐらいということでございます。同じように計算しますと、2万9,000俵ほどになるわけでございます。そうしますと、水稻の面積が412ヘクタール余り要るということで、見渡す限りほとんど田んぼやないかというような田園地帯の東員町ですら、米すら、東員町内で自給できないというようなことです。野菜などは家庭菜園のみで皆無に等しいということで、食料の安全供給から見た面でも、いろいろと問題もあろうかと思っておりますので、参考にお話しさせていただきました。

30ヘクタール減るということで、町長のメッセージの中の、元気なまちづくりの中で、活力ある農業の担い手と育成に努めますという文章を載せていただいておりますが、今、担い手の面積要件は最低4ヘクタールだと。個人でやった場合、4ヘクタールならば担い

手として認められるということですが、当てはめてみますと、6人から7人の担い手の芽を摘むという単純計算になりまして、今の実際の農地のところで、若い担い手が営農しておりますが、そういった者の活動の芽を摘むということになりますので、片や育成に努める中で、片や面積を減らしていくということでもありますので、その辺の整合性はどうか考えたらよいのか、町長の答弁をいただきたいと思います。

議長(門脇 助雄君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

農地をつぶしていく、大変あい矛盾する、そのとおりかもわかりませんが、東員町の行政というか、東員町のまちを将来どうしていく、その辺は食料の問題とか、農業の問題、その辺もきちっと守っていく。守るべきところはきちっと守らせてもらう。そして、開発すべきところは開発をさせてもらう。その辺の線引きというのは大変重要かと思えます。今、鳥取の私どもがさせていただこうとしているところは、市街化区域に囲まれた部分でございます。西も市街化、北も市街化、東も市街化、南は線路と東員駅があるということなんですけど、そういう地理的な部分と申しますか、そんなことでございますので、その辺のことは私も重々承知をしておりますけども、大変苦しいところなんですけど、その辺もご理解をいただきたいと思えます。

地産地消と言いながら、中国から農家の野菜の部分は、現実は大半入ってきているのですね。ぎょうざが、非常に問題になっておりますね。作られた物を輸入してきている。ぎょうざぐらいだったら、農家の皆さんとか、日本の国民がなぜつくらんのやろうと。そういうような日本の国の流れというんですか、農家すらが、米を食べない、喫茶店に行ってパン食というようなこと。子どもたちに朝食を食べて学校へ来てくださいという運動をしておるんですけど、朝食すら食べさせない子どもができてきておる。そして米は食べない。食べてもパンにいつてしまっている。そこまで農を守っていくというのなら、みんなが米を食べる運動をして、野菜も自分たちの自給自足、そんな運動をこれから東員町も起こしていく、そして農家を守っていく、そういうような方にみんな運動を起こしていく、そんなことを我々は考えていかないといかんのかなと思っております。

そんなことで給食もございますので、当然、給食も米にかわってきてますね。パン食から週に何回は米、それも員弁で採れた米ということでやっておりますけど、極端なことを言えば、パン食をやめて全部米食というんですけど、そうなりますと、今度はパン屋の問題も現実には出てくるんです。だから非常にそこらはいろいろなことが、難しい部分がたくさん出てきますので、その辺の折り合いもつけながらという非常に難しいんですけど、みんな知恵を出して、それこそ、東員町の全国に発信できるような方法は何がいいか、その

辺も皆さんと一緒に、これから農の問題についても、農は大変難しいですが、皆さんの知恵もかりながら、勉強もさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長(門脇 助雄君) 水谷喜和君。

4番(水谷 喜和君) 2つ目の質問に移りますが、質問に入る前に前提条件をお話しさせていただかんらんことになりました。

先日、同僚議員の質問の中で、町内の土壌は野菜づくりに向かないという町長の発言がございました。私、大変困惑しております。私も多少なりとも農協で、そういった野菜づくりに関与した者であります。土壌学の専門家ではございませんし、一昨日のきょうでございますので、反論する資料も持ち合わせておりませんので、きょうは土壌学の論争を町長とする気はございませんし、避けさせていただきますが、町で野菜ができないと言ってしまうと、私の次の質問が続きませんので、十分、栽培ができるという前提で話させていただきます。

それともう1つでございますが、これも町長のメッセージでございます。ずっと幾つかにわたって安全の町、元気の町、信頼の町等いろいろと全部を網羅している、なかなかできているなということで、特に安全安心のまちが頭に來ていることは、私としてはうれしかったです。

ただ、私の職業病でしょうか、安全安心というと、食の安全が一番に來るのです。それがこの文書の中には一言も触れられておりませんでしたので、たまたま書き忘れたんだというようなことかもわかりませんが、こういったことも検討していくという町長の思いを聞き入れまして、次の質問に移ります。

市民農園の開設でございます。

市民農園の開設ということで、私、昭和50年代前半だったと思いますが、県の普及員の先生とおつき合いがございまして、お話ししておりましたら、笹尾で宅地を買った人は賢いなというような話がございました。何でやなということでお話を聞きましたところ、そら、笹尾で土地を買ったら、農地つきを買ったのと一緒やないかと。農地つきの宅地を買った人は賢いなというような、そんなような指導もございまして、昭和57年から、いわゆる消防署の近くの保毛地区でございますが、レジャー農園という形で1.4ヘクタールの土地を、地主の理解も得まして、そういった農園開設に至りました。

その後、この活動が県に認められたか、県がお金をつけたかったかわかりませんが、この事業にのせてくれということもありまして、平成3年に県の市民農園法第1号ということ

で登録されて、現在、市民東員ふれあい農園、市民農園として、25年ぐらいやっていただいております。長くは25年当初から農園に入られまして、ずっと毎年、農園で働いておられます。今では農業祭で、地元の農家を差し置いて知事賞をとった方もみえるようがございます。皆さん熱心に、和気あいあいとやっておられます。

残念なことに、一遍やるとやみつきというか、健康にいいのか、仲間がいるのか、楽しいコミュニティでしょうな、なかなかやめていただけません。そうしますと、これから新しく入りたい人がなかなか入れないということで、私もいろいろと苦情なり、要望を受けておりましたが、簡単にできないんだということで、今までの入園者が優先ということで、何らかの形で、やめられた方の補充ぐらいしかできないということしておりますが、一昨年、平成18年に、市民農園法が改正されました。ありがたいなあということです。

今までは町とか農協とか、そういった法人でないとはできなかったのが、個人の農家でも市民農園ができるということで、私も、これはやらないかなということで、退職間近にしておりましたので、オーナーをやりながら、皆さんと話をしながら第二の人生を送りたいなというような小さな夢を抱いておりましたところ、市民農園法を調べてみますと、なかなか難しいことに気がつきました。

それできょう、建設部長にお伺いするのですが、市民農園法の設置基準と、この辺でつくるには何が課題かということをお答えいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長(門脇 助雄君) 太田利孝建設部長。

建設部長(太田 利孝君) 市民農園の設置につきまして、お答えを申し上げます。

一般質問の通告で既存の市民農園のことも聞いておりますので、含めてお答えをさせていただきます。

まず、既存の市民農園への要望・苦情についてでございますが、東員町のふれあい農園について申し上げますと、この農園は施設整備を町が行い、運営をJAいなべにお願いしておりました。総区画数は296で、現在291区画、134名の方にご利用いただいております。

このような中、苦情は、今のところ町へ直接はいただいておりませんが、運営をいただいておりますJAいなべの方へは、ごみの後始末や利用者間の利用に際してのマナー等のトラブルについて、確認しております。



これらの対応については、3月13日から始まります利用更新時において、マナーの徹底などについて啓発いただくよう、お願いしてまいりたいと考えております。

なお、本年度初めにご要望のありました駐車場の整備は完了いたしておりますが、まだまだ、路上駐車も見受けられるようでございますので、この点についても所定の駐車場への駐車について、お願いしてまいりたいと考えております。

次に、農園設置基準についてでございますが、市民農園は、特定農地貸付法と、市民農園整備促進法による2つの法律に基づき設置できるもののほか、農園利用方式だけで開設する場合の3つの方法がございます。

また、開設者が地方公共団体、農業協同組合、農地所有者等で、それぞれによっても手続き上に整備計画書の認定や農業委員会の承認を得る必要があるほか、設置場所の制限も加わることがあります。

いずれにいたしましても、設置に当たっては、制約や条件等、設置者によって多様でございますし、附帯設備として農業用倉庫のほか、利用者のための駐車場やトイレ等も整備が必要となります。何より農地所有者の理解と土地利用の状況を勘案するとともに、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないような、まとまった土地の確保と、農地集積化を目指す上での集団優良農地を分断することのないように努めなければなりません。

このように設置にはたくさんの方の問題をクリアする必要がありますことを、ご説明申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

議長(門脇 助雄君) 水谷喜和君。

4番(水谷 喜和君) ありがとうございました。

こういった農地に市民農園、簡単にできるようにできないということで私も悩んでいるのですが、今、農地どうしてもやりたい人と、人に渡す人もあるかと思いますが、そんな土地を有効利用するため、例えば今、部長のご答弁の中で、一般の方はわかりづらかったと思いますが、白地については簡単にできるのです。市民農園というのは、家も建てることできるし、駐車場もできます。ただ、今、農地として利用しているところ、たまたま米はようつくらないから、空いているから貸したいんだといっても、貸し付けは簡単にできるようでございますが、利用者には車、トイレ等の施設を設置しないといけないということで、そのためには、どうしても普通の農地では通らないということで、それも何とか簡単に手続をやりたいなと思っております。

片や宅地は簡単に建つのに、農地をつくって皆さんで農園をやっていただければ、健康にもよしいし、健康があれば医療費の削減にもなりますし、皆さんのコミュニティ、話し合いによって相互理解も生まれるだろうし、利点が多々あるかと思います。せっかく東員町には農地がたくさんありますので、農地として利用できる方法を何か探っていただきたいなど。国は農地に小屋や車庫を建てたらあかんと言っておるようでございますが、国や県の言うことも大事でございますが、ある程度東員スタイルを。東員は片や団地の方がみえ、片や農家の方がみえる、そういった特別な地域ですね。農家ばかりではない、住宅ばかりではない、たまたま半分半分の人口構成でございますので、こういったあるものを上手に利用したいということの考えから来ておりますので、何とかいい方法を探っていただきたいなど、いい考え方ができるようにご努力をいただきたいと思います。

3つ目の質問に移らせていただきます。

これもきのうの同僚の質問にありましたように、東員に誇れるものは何かと。祭りとか、いろいろとお話しされた中で、トウインヤエヤマザクラ、イヌナシの木等も東員の誇れるものという町長の答弁がございました。

私も、いろいろとこういった希少植物については興味がございます、数年前から見せていただいたりしておりますが、見せていただくと、トウインヤエヤマザクラとかイヌナシの木については、何か象のおりのようなところに入れっ放しで、こうやって置いておくだけなのかなという思いもございまして、せっかくの希少種、ヤエヤマザクラとかイヌナシの木でありますので、それはそれとして、そういったものの2世、3世をふやすとか、先日も新聞かどこかに載ってましたけど、中部公園に、どこかの企業が桜を何本か植えられたというような話を聞いておりますが、せっかくならトウインヤエヤマザクラを造成してみんなでふやそうとか、イヌナシの木をふやそうとか、そういった方策は考えておられないのかどうか、町長にお伺いいたします。

議長(門脇 助雄君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 水谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

トウインヤエヤマザクラとイヌナシの状況等も、まず説明をさせていただきます。

トウインヤエヤマザクラは、第1号は平成8年4月17日に、第2号は東員北部山田溜公園内にありますイヌナシ自生地を平成10年4月3日に、それぞれ町の天然記念物に指定をさせていただいて、保護と普及活動を行ってきたところでございます。

保護につきましては樹木医に委託して、樹勢の維持・回復に努めておりますけども、近年、ヤエヤマザクラ第1号につきましては、照り返しのためと考えられるんですけど、土壤の乾燥等により、やや衰えが見られております。イヌナシ自生地につきましては、全体的に花がつきにくくなってきておる。一部が、しかも枯れる状態になっております。原因は調査中でございますけど、いずれも樹木医と今後十分相談のうえ、適切な保護に努めたいと考えております。

普及につきましてはパンフレットの作成とか、プラムチャンネルとか、町のホームページによりPRをさせていただいておりますし、開花情報も提供を行ってまいりました。今後こうした取り組みのほか、公民館講座等の教材とか、町のランドマーク(目印)としてご活用いただくように、町内外の一層のPRに努めてまいりたいと思っております。

そこでご質問の、もっとふやすというんですか、そんなことも当然これからしていかなあかんと思っております。ただ、今まではそういうこともやってこなかったです。ヤエヤマザクラは確かに囲いをして仕切った状態でございますけど、どうもその時はたしか、ああいうふうには囲わないと、人が入ったり、いろいろすると、枯れさせてしまうということから、多分ああいう方策がとられたと思っております。その辺も非常に難しいんですけど、遠くから見ただくというふうなことになっておりますけど、弁天山の方にも1本見つけていただきました。たしか三宅議員が見つけたとか、そんなことも聞いておりますけども、もう1本はあるんですけど、もっとそれをふやしていく、そんなことは水谷議員は専門家と思っておりますので、どうぞその辺もトウインヤエヤマザクラ、またイヌナシももっともふやすように、これからも一生懸命支援をさせていただきますので、どうぞ議員もその辺も助けていただきますように、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長(門脇 助雄君) 水谷議員に若干申し上げたいのですが、挙手をして、議長とおっしゃっていただきたいのと、答弁者が着席してから挙手して、それから発言を求めていただくとありがたいです。

水谷喜和君。

4番(水谷 喜和君) なれんことで失礼いたしました。

最後でございますが、今の希少植物の件でございますが、私、こういうことに、先ほどから言ってますように興味がございまして、ある先生のもとにお邪魔をしました。そしたら、東員町からの感謝状が飾ってございまして、そこには頭書きが東員町山田半ノ木イヌナシの木ということに尽力されたというような文章で、東員町の半ノ木、えっということで聞いた

ら、私は知りませんということでございました。その時よく聞くと、山田半ノ木イヌナシの木自生地という看板がかかっていると思いますが、こういったものがかかっているのですが、ここで、ささいなことと言えばささいなことですけども、大事なことだと私は思っておりますので、お伺いします。

山田の半ノ木ということで字名をつけられたと思うんですが、東員町史の下巻の643ページにございますが、旧山田の半ノ木谷というところがあったようでございます。それが笹尾地区、現在城山地区に編入されたということで、町史に記載がございました。

それで皆さん、古老に聞いてみますと、やはりここは半ノ木谷やということですので、1字違って大変でございますので、山田半ノ木谷イヌナシの木と訂正いただきたいと思うのですが、その辺の見解、教育長よろしくお願ひします。

議長(門脇 助雄君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣 征生君) イヌナシの木の看板表示についてのご質問にお答えをいたします。

イヌナシ自生地は東員北部山田溜公園の中にありまして、名称につきましては「山田半ノ木イヌナシ自生地」となっております。これは、町の天然記念物に指定する際に、山田溜が昔から「半ノ木溜」と呼ばれてきたことに配慮し、住民の皆さんに、身近で、親しみの持てる存在となることを願って命名されたものと伺っております。

なお所在地の表記につきましては、文化財調査委員会並びに教育委員会において検討いただきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長(門脇 助雄君) 水谷喜和君。

4番(水谷 喜和君) 今、教育長から答弁をいただきましたが、当時決められたことだと思いますけども、山田に半ノ木という在所がなければ、私は結構だと思います。山田の半ノ木と言いますと、しまむらの北側一帯に半ノ木という字名がございました。これをそのまま放置しますと、次の世代では、ここが半ノ木かいなと。あるいは半ノ木から持ってきた木かいなというような誤解も生まれかねませんので、この辺のところの表示をしっかりと考えて、訂正なら訂正、突っ張るなら突っ張るということで、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長(門脇 助雄君) これより暫時休憩をいたします。

再開予定は午後1時といたします。